

大阪府理学療法士会生涯学習センター主催理学療法士講習会に関する規程

(目的)

第1条 本規定は、大阪府理学療法士会生涯学習センター（以下、センター）主催の理学療法士講習会の採択を公平、公正により質の高い講習会を判定することを目的とする。

(制定理由)

第2条 採択された講習会は、センター主催として開催され、個人および施設の収益を目的に研修会として開催するものではない。また、センターは質の高い講習会を主催する必要がある。以上を鑑み、本規程を制定する。

(採択条件)

第3条 講習会の申請は、1人1件とする。しかし、複数日にわたり開催されるものはその限りではない。

- 2 講習会は2名以上の講師で開催する。
- 3 講師は登録理学療法士を取得済みの者であり、かつ半数は認定理学療法士および専門理学療法士で構成される。
- 4 講習会は、90分を1コマとし4コマ以上を設ける。内容は座学のみではなく実技やワークショップなどの実習を含めなければならない。
- 5 講習会は講師を務める認定理学療法士および専門理学療法士の専門分野に即したものである。
- 6 定員は、対面の講習会は講師1名につき25名、オンライン形式の講習会は講師1名につき50名を上限とする。
- 7 申請内容に講義スケジュールと到達目標（参加者が何を得られるのか）を明記しなければならない。テーマや内容が不明確な場合は不採択とする可能性がある。
- 8 市区町村士会が開催元となる講習会は採択されない。
- 9 開催場所が大阪府内のものに限る。
- 10 採択の可否は、理事会で決定される。

(変更とキャンセル)

第4条 講習会主催者は申請内容に従って参加者を募集し、定員数の変更は認めない。

- 2 募集定員数や開催内容に変更が生じた場合は、申請書に修正を加えて再度提出し、生涯学習センターに報告すること。
- 3 講習会開催のキャンセルは、開催が困難となる理由があり、参加者を募集する前の段階であれば認める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(附則) 本規程は令和5年10月11日から施行する。

本規程の変更は、令和8年1月14日から施行する。